

【審議事項②PI 実施の方向性に関する資料】

中部国際空港滑走路増設に関する
パブリック・インボルブメント実施計画書
(案)

2022 年 月

中部国際空港 P I 推進協議会

はじめに

中部国際空港は、成田国際空港、関西国際空港と並ぶ国際拠点空港であり、2005年の開港以降、24時間運用可能な海上空港としての特性を活かし、モノづくり産業を中心に我が国の経済成長をけん引する中部圏において、国内外との「人の交流」、「産業のサプライチェーン」を支える重要な社会インフラとして大きく貢献しています。

しかしながら、滑走路が1本であるため、24時間運用可能な国際拠点空港として、十分に機能を発揮することができていません。

こうした中、地域の自治体（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）、経済団体（名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会）、空港会社（中部国際空港株式会社）の長で構成する中部国際空港将来構想推進調整会議は、2021年12月に『中部国際空港の将来構想』を取りまとめ、発表しました。この中で、空港の完全24時間運用の実現や現滑走路の大規模補修などの喫緊の課題に対応するため、現空港用地内の誘導路を転用して新たな滑走路（別紙参考を参照）を整備し、2027年度を目途に供用開始を目指すこととしました。

これを受け、中部国際空港株式会社は、喫緊の課題に対応する滑走路増設の具体的な整備計画の策定に向けて、地域の自治体（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、常滑市）、経済団体（名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会）、空港会社（中部国際空港株式会社）とで「中部国際空港P1推進協議会」を設置し、連携・協力して、滑走路増設について、住民・関係者等から幅広く意見を得ながら合意形成を図るパブリック・インボルブメント（P1）を実施することとしました。

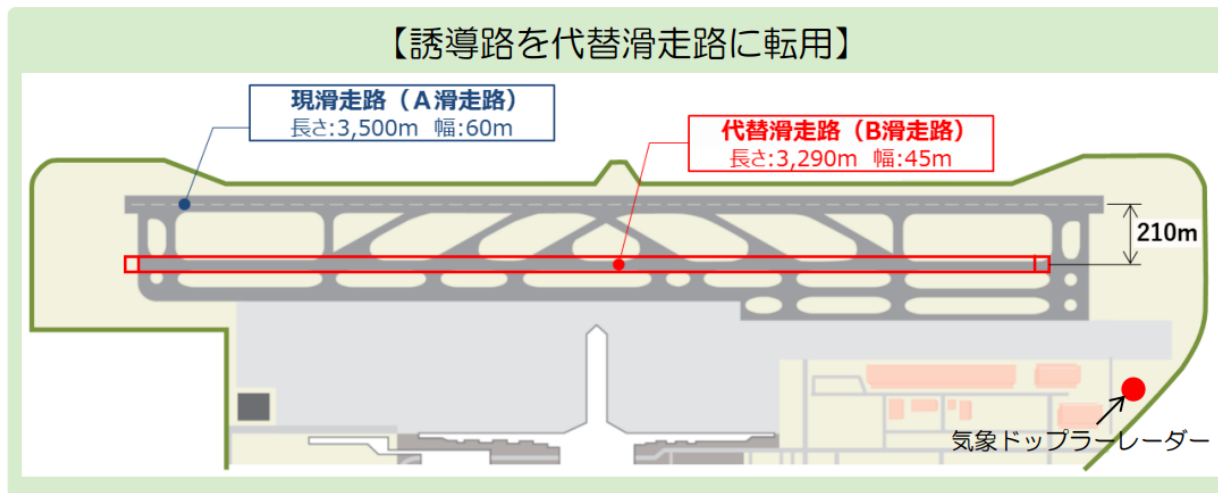
本書は、P1の進め方等について「中部国際空港滑走路増設に関するパブリック・インボルブメント実施計画書」として取りまとめたものです。

今後、この実施計画書に基づき、中部国際空港の滑走路増設に関するP1を進めてまいりますので、多くの皆様にご参加いただきますようお願いいたします。

2022年●月

中部国際空港P1推進協議会

<『中部国際空港の将来構想』における滑走路増設イメージ図>



目次

1	パブリック・インボルブメント（P I）について	1
2	実施体制	2
3	実施計画	3
（1）	基本方針	3
（2）	実施手順	4
（3）	提供する情報	5
（4）	P Iの対象とする住民・関係者等	5
（5）	周知・広報、情報提供及び意見収集の方法	6
（6）	収集したご意見の取扱い	8
（7）	P Iの目標達成の判断及びP Iの終了	8

1 パブリック・インボルブメント（P I）について

社会資本整備を進めるに当たっては、住民・関係者等の理解と協力を得るため、住民参画の取り組みを推進することが求められています。

国土交通省では、平成 15 年 6 月に、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」を策定し、河川、道路、港湾、空港等の所管の公共事業について、計画の構想段階から、住民・関係者等に対して積極的な情報公開・提供を行い、幅広い意見を得ながら合意形成を図っていくパブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）の手法の導入を進めてきました。

また、計画づくりにあたって、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行う必要があることを踏まえ、平成 20 年 4 月に「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」を策定し、現在は同ガイドラインにより運用されています。

なお、国土交通省航空局では、これに先行して、平成 15 年 4 月に、一般空港（旧第 2 種空港、旧第 3 種空港、旧共用飛行場等）の滑走路新設または延長事業を対象とした「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン(案)」を策定し、P I の導入を進めています。

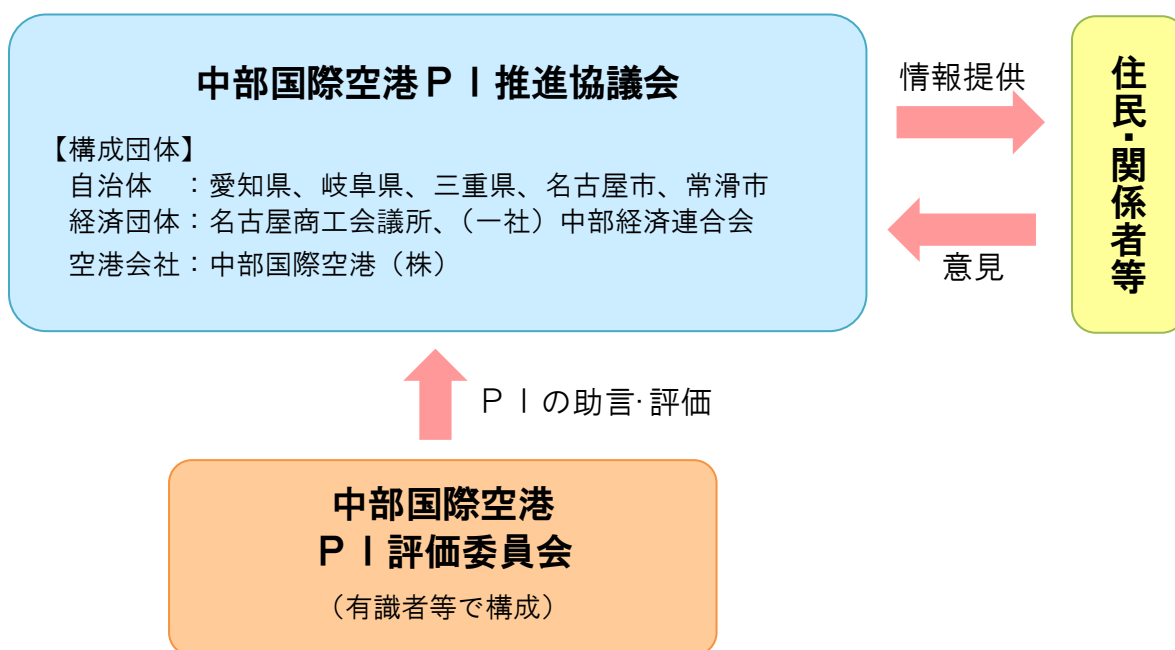
このたび、中部国際空港の滑走路増設につきましても、このガイドライン（案）を踏まえ、P I の手法を取り入れ、幅広く住民・関係者等の皆様と情報を共有し、ご理解をいただきながら進めてまいります。

2 実施体制

中部国際空港の滑走路増設に関するP Iの取り組みについては、地域の自治体（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、常滑市）、経済団体（名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会）、空港会社（中部国際空港株式会社）で構成する「中部国際空港P I推進協議会」（以下「P I協議会」という。）が主体となって進めてまいります。

また、P Iの透明性、公平性、公正性を確保するため、有識者等からなる「中部国際空港P I評価委員会」（以下「P I評価委員会」という。）を設置し、P Iの実施について助言、評価を得ながら進めてまいります。

【P Iの実施体制】



3 実施計画

(1) 基本方針

PIは以下の基本方針に基づき実施します。

方針1：わかりやすい情報提供に努めます

提供する情報は、PIレポートとして、わかりやすく取りまとめて提供します。

また、容易に情報が入手できるよう工夫します。

方針2：適切なPI手法の選定、期間の設定をします

住民・関係者等の皆様が参加しやすいよう、適切なPI手法を選定するとともに、期間を設定します。

また、事前に十分な周知・広報に努めます。

方針3：収集したご意見及び考え方を公表します

住民・関係者等の皆様から収集したご意見については、個人が特定できる情報を除いて集約し、ご意見に対する考え方とあわせて公表します。

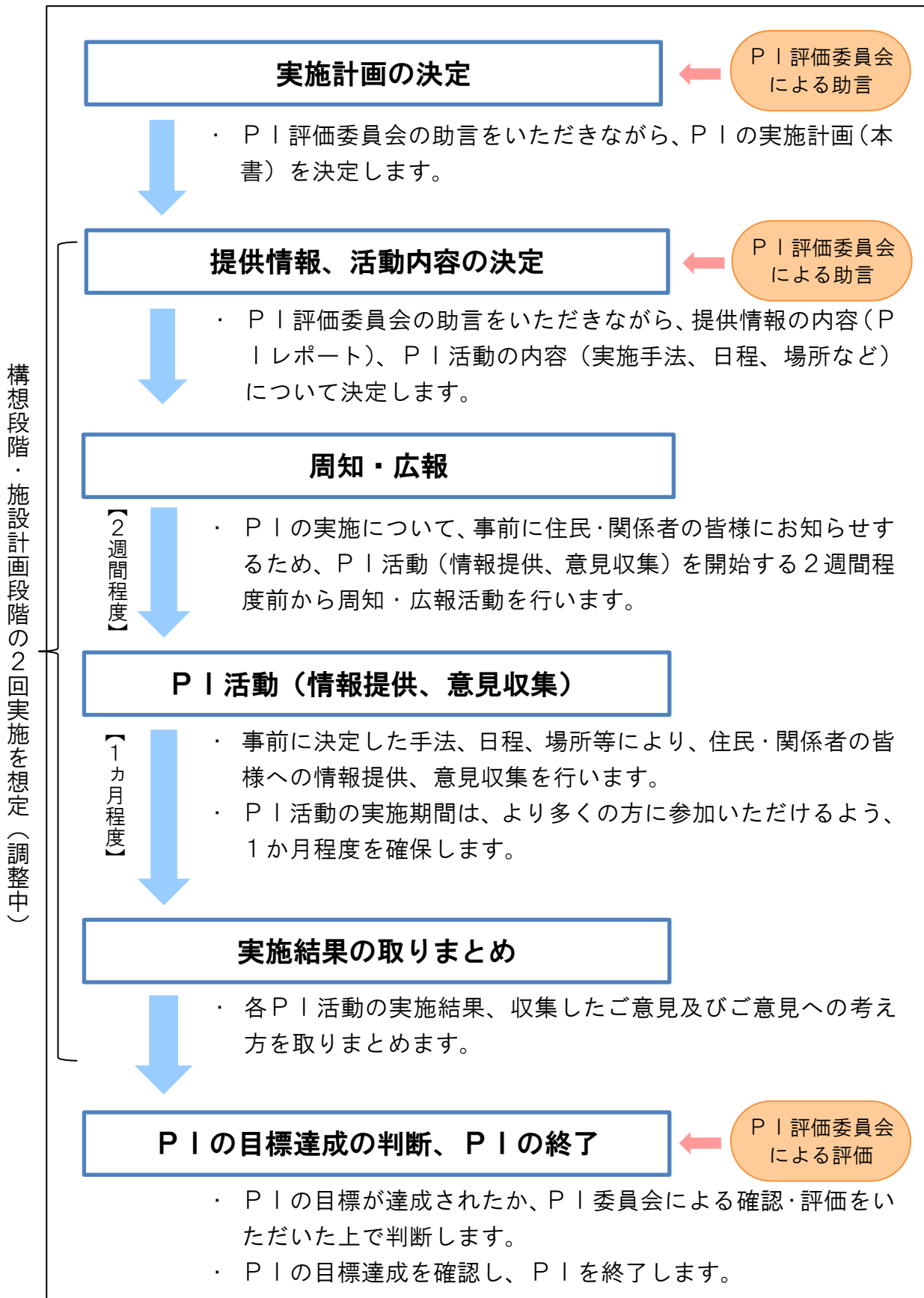
方針4：透明性を確保し、公平・公正なPIを実施します

PIの実施にあたっては、PI評価委員会の助言を受けるとともに、実施結果について評価を受けます。

PI評価委員会の助言・評価については誠実に対応し、その内容は公表します。

(2) 実施手順

PIについては、計画的に実施するため、以下の手順により進めます。



(3) 提供する情報

中部国際空港の滑走路増設の内容について、PIレポートとして取りまとめ、PIの対象者である住民・関係者等の皆様に提供します。

【主な情報内容】(想定)

<ul style="list-style-type: none">✓ 滑走路増設の必要性✓ 増設滑走路の位置✓ 増設滑走路の施設計画 <p style="text-align: center;">(施設規模、施設配置計画、周辺環境への影響の見通し 事業工程及び概算事業費、整備効果 等)</p>
--

(4) PIの対象とする住民・関係者等

中部国際空港の周辺地域住民をはじめ、空港利用者、空港関係事業者のほか、中部国際空港に関心を有する個人、団体等の皆様を対象とします。

PI対象者	説明
①周辺地域住民	中部国際空港が所在する常滑市の個人、団体等
②空港利用者	中部国際空港の利用者（主に愛知県、岐阜県、三重県内の個人、団体等） ※愛知県、岐阜県、三重県内の個人、団体等については、これまで中部国際空港を利用したことがなくても、今後利用する可能性が高いため、この区分としている
③空港関係事業者	航空会社、貨物事業者、その他の中部国際空港に関係する事業者
④その他	①～③以外で中部国際空港に関心を有する個人、団体等 ※主に愛知県、岐阜県、三重県外の個人、団体等

(5) 周知・広報、情報提供及び意見収集の方法

P Iに係る周知・広報、情報提供及び意見収集については、P I対象者に応じて、次の手法を選択し実施することとします。

【周知・広報】

手法	概要	P I対象者
ホームページ	P Iの専用ページを作成し、お知らせする。 ※構成団体のホームページからリンクを貼る。	①②③④
SNS	構成団体のSNS（Facebook、Twitter、LINE等）でお知らせする。	①②③④
マスメディア	行政の広報番組（テレビ、ラジオ）を通じてお知らせをする。 報道機関へ情報提供し、取り上げてもらうことで周知を促進する。	①②③
広報誌	構成団体の広報誌等でお知らせする。	①②③
ポスター	中部国際空港、愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市・常滑市の公共施設等で掲出する。 愛知県・岐阜県・三重県内の全市町村、経済団体に配布する。	①②③
チラシ （P Iレポート 概要版 （リフレット）	チラシの役割を兼ねたP Iレポートの概要版を作成し、中部国際空港、愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市・常滑市の公共施設等に配架する。 説明会、イベント等で配布する。 愛知県・岐阜県・三重県内の全市町村、経済団体に配布する。	①②③
メール配信	経済団体の会員企業、空港島内事業者等に対して、メールでお知らせする。	②③

【情報提供】

手法	概要	PI対象者
PIレポート (ホームページ)	PIレポートを作成し、専用ページにデータ (PDF ファイル) を掲載する。 ※構成団体のホームページからリンクを貼る。	①②③④
PIレポート 概要版 (リフレット)	チラシの役割を兼ねたPIレポートの概要版を作 成し、中部国際空港、愛知県・岐阜県・三重県・ 名古屋市・常滑市の公共施設等に配架する。 説明会、イベント等で配布する。 愛知県・岐阜県・三重県内の各市町村、経済団体 に配布する。	①②③
パネル展示	中部国際空港、愛知県・岐阜県・三重県・名古屋 市・常滑市の公共施設等で展示する。	①②③
説明会	周辺地域住民及び空港関係事業者を対象に説明会 を開催する。 その他、自治体、団体、事業者等の要望に応じ て、出前説明会や Web 説明会を開催する。	①②③

【意見収集】

手法	概要
ホームページ	専用ページに、ご意見入力フォームを設ける。
ハガキ	意見記入ハガキを作成し、PIレポート（概要版）と合わせて 配架、配布する。
説明会	直接ご意見をいただく。

(6) 収集したご意見の取扱い

収集したご意見については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守し、個人が特定できる情報を除いて集約したうえで取りまとめ、ご意見に対する考え方とあわせて公表します。

(7) P I の目標達成の判断及びP I の終了

P I の目標は、中部国際空港の滑走路増設について、住民・関係者等の皆様と情報共有し、ご理解いただくことです。

目標達成の判断は、以下の視点により、P I 評価委員会による評価をいただいた上で行います。

目標を達成したと判断した場合には、P I を終了します。

視点①：P I が適切に実施されたか

P I に係る周知・広報、情報提供、意見収集がP I 実施計画書（本書）に基づいた期間及び方法により実施されたかを評価します。

視点②：提供した情報が周知されたか

P I レポートの配布部数、メール配信件数、説明会への参加人数、ホームページへのアクセス件数、意見提出者数等を把握し、提供した情報が周知されたかを評価します。

また、意見提出者の年代、職業、居住地を把握し、広く情報が周知されたかを評価します。

視点③：提供した情報が理解されたか

意見収集にあたり、提供した情報（P I レポート）の内容に関する理解度を確認し、その結果から、内容が理解されたかを評価します。

視点④：収集した意見への考え方が示されているか

収集した意見について内容別に分類・集約し、それらに対する考え方が示されているかを評価します。